

経済財政運営と改革の基本方針2021(抜粋)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

(地方自治体間の補完・連携等)

人口減少が著しい地方部では、行政サービスの確保に向けて、デジタル技術等を活用しながら、市町村間の広域連携や都道府県による小規模市町村の補完等の対応を進める必要がある。このため、厚生労働省は、介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。文部科学省は、教育のデジタル環境整備に向け、イニシアティブを取って、教育データ、デジタル教科書、統合型校務支援システム等の標準化・統一化やプラットフォームの提供を進めるなど、都道府県等とも連携し市町村間の格差を防止・解消する取組を強化する。総務省及び各府省庁は、**地方自治体が必要とする専門人材の育成や活用・派遣について、広域連携や都道府県による補完を推進**する。また、**市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能**とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。立地適正化・地域公共交通計画について、一体的・広域的策定を推進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2021(抜粋)

第3章 各分野の政策の推進

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

(1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

① 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

iv 地域間連携による魅力的な地域圏の形成

【具体的取組】

(a) 地域間連携による魅力的な地域圏の形成

・「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(令和2年6月26日地方制度調査会答申。以下「第32次地方制度調査会の答申」という。)を踏まえ、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化に対応し、住民が快適で安心な暮らしを営めるよう、**連携中枢都市圏・定住自立圏をはじめ、多様な広域連携により、住民の生活機能の確保や都市・地域のスマート化を進める**。特に、**市町村間連携や都道府県の支援により、インフラ等やICT人材などの専門人材の共同利用の取組を進める**。

(b) 連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実

・取組事例集の作成・周知等や、人口減少・少子高齢化などの人口構造の変化に伴う今後の資源制約を見据えた第32次地方制度調査会の答申も踏まえ、**各圏域の取組内容の深化・充実**を支援し、2024年度に37圏域とすることを目指す。